

## 大阪エコカー協働普及サポートネット設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、大阪エコカー協働普及サポートネット(略称:OSNEC(Osaka Support Network for Eco-Car Omnipresence))と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、大阪エコカー普及戦略(平成21年12月24日公表)に掲げる、多様なエコカーの普及目標達成のため、大阪府域においてエコカー導入やそれに必要なインフラ整備などの取組みをあらゆる主体で協働して推進することにより、低炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エコカー普及取組みに係る企画推進及び運営に関する事業
- (2) エコカー普及に必要なインフラ整備の推進に関する事業
- (3) エコカー普及に関する広報啓発等に関する事業
- (4) その他多様なエコカーの普及促進に必要な条件整備に関する事業

### (組 織)

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同する団体等(以下「会員」という。)及び第6条に定める顧問で組織する。

- 2 本会に会長及び副会長をおく。
- 3 会長は会員及び顧問(以下「構成員」という。)の互選とする。
- 4 副会長は、構成員から会長が指名する者とし、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は総会において選任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会 員)

第5条 第2条の趣旨に賛同し本会に参加を希望する者は、会長の承認を受けて会員となることができる。

- 2 会員は、第3条に定める本会の活動に率先して実施または協力するものとする。
- 3 会員の要件及び募集に関する手続き等は、会長が別に定める。

### (顧 問)

第6条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、本会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3 顧問は、本会の業務の運営に関する事項について、必要な意見を述べ、又は指導・助言を行う。
- 4 顧問に支給する報酬等については、会長が別に定める。

### (会 議)

第7条 本会に総会、運営委員会を置く。

### (総 会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が総会に出席できない場合は、副会長がその議長を務め、副会長が総会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名した者がその議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議・決定する。

- (1) 本会の運営方針及び事業計画の決定
  - (2) 本会の事業報告及び承認
  - (3) 本要綱の定立及び変更
  - (4) その他次条に定める運営委員会において総会に諮るべきとされた事項
- 4 総会は、会員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、会員に対し書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、総会の開催に代えることができる。

(運営委員会)

第9条 第3条に掲げる事項について検討、審議を行うため、本会に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、会長、副会長、顧問及び会員の互選により選出された者(以下「運営委員」という)により構成する。
- 3 委員会の委員長は、本会の会長をもって充てる。
- 4 運営委員は総会において選任し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員会の検討内容等については、会員にその情報を提供する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。
- 7 委員会の委員長は、指導・助言のため必要と認めるときは、運営委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 委員長が委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指名した者が、その委員会において委員長の代理を務める。
- 9 委員会の議事は過半数をもって決することとし、可否同数の場合には、委員長の決するところによる。
- 10 委員長が必要と認めるときは、運営委員に対し書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、委員会の開催に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第10条 第3条第1項各号の事業を具体的に進めるため、個別テーマごとにワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。

- 2 WGは、WGの設置を希望する会員(以下「WG幹事」という)と事務局が協議して会長が設置する。
- 3 WGの参画者は、原則として会員とする。ただし専門的な検討や審議等を要する場合で、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 4 WG幹事は、WGを招集し、これを総括する。
- 5 WG幹事は、その取組み状況等について、事務局の求めに対し、速やかに報告を行うものとする。
- 6 WGの運営に関する事項のうち、本条に定めのないものについては、会長が別に定める。

(情報の公開)

第11条 会長は、総会、運営委員会及び部会の議事の概要及び配布資料(企業秘密又は個人情報が含まれる場合を除く。)を、議事終了後に公開する。

- 2 総会又は運営委員会の傍聴については、会長が定める。
- 3 公開に係る方法や手続きについては、会長が別に定める。

(退会)

第12条 会員は、所要の手続きにより、会長の承認を受けて本会を退会することができる。

- 2 会長は、本会の運営、秩序を乱すなど、会員としてふさわしくないと認められた会員に対して、その資格を取り消すことができるものとする。
- 3 前二項に必要な事項については別に定める。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、当分の間、大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課におく。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会議で協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成22年 5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月16日から施行する。